

国家戦略特別区域基本方針（案）及び構造改革特別区域基本方針（案）に対する意見

（該当箇所）

区域会議（運営に係る基本的な事項） p 8

（意見）

（運営に係る基本的な事項）に下線部分を追加して頂きたい。

民間事業者については、(略)、国家戦略特区において特定事業を実施すると見込まれる者が多数に及ぶ場合等には、公正かつ適切な方法により代表者を選定することや、特定事業の実施地となる関係地方公共団体と民間事業者がセットとなって区域会議の当該議事に部分参加する、または特定事業ごとに部会等の組織を設置する等、直接議論に参加する機会の確保に配慮されるなど、区域会議における迅速かつ適切な意思決定がなされるための運用上の工夫が求められる。

（理由）

国家戦略特区は、国・地方・民間が一体となって取り組むべきプロジェクトを推進することが趣旨であり、プロジェクトを実施する民間事業者が直接議論に参加する機会が確保される方式を工夫して頂きたい。区域会議の人数が増えることにより迅速な運営の妨げにならないよう、当該議事に関係する者に限定した部会的な組織を設けることにより機動的な運営が可能と考えます。

（該当箇所）

区域会議（運営に係る基本的な事項） p 8

（意見）

（運営に係る基本的な事項）に下記を追加して頂きたい。

また、規制の特例措置を適用する特定事業を区域計画に位置づけるために必要となる法定手続きについて、事業種別ごとに期間の長短が生じることが予想されることから、スピーディーに区域計画に盛り込む観点から、その手続きの合理化、短縮化を講ずるよう工夫が求められる。

さらに、第五②の規制の特例措置の追加に対応した区域計画の変更も必要となってくる。このため、区域計画の変更については、年に数回行うことを視野に入れた機動的な運営を工夫する。

（理由）

国家戦略特区の運用原則は、スピード重視である。特定事業の効果を早期に発現させるためには、必要となる法定手続きを早期に進め、区域計画に盛り込むことが必須であることから、手続きの合理化、短縮化を図る必要があります。

また、区域計画の変更をたとえば年に 1 回とすると、手続きが整ったにもかかわらず事

業着手を数カ月待たなければならない事態が予想されます。(特に、東京オリンピック関連のプロジェクトは、開催に間に合うことが必須であり、一刻の猶予も許されません。)なお、総合特区計画の変更申請については、年3回程度の運用がなされています。

(該当箇所)

区域計画 (区域計画作成に当たっての基本的考え方) p 17~18

(意見)

「① 区域計画作成に当たっての基本的考え方」に下記を追加して頂きたい。

また、国際的な経済活動の拠点形成に資する大規模な都市開発プロジェクト等は、事業推進に長期間を要するケースもあるため、区域計画の作成に当たっては、短期的な視点だけでなく長期的な視点を考慮する。さらに、事業期間の短縮を図るための施策が求められる。

(理由)

大規模都市開発プロジェクトは長期間を要するケースも多くあり、世界で戦える国際都市の形成には、経済的社会的効果の大きい大規模都市開発プロジェクトを前倒しで実現させる施策が不可欠です。

(該当箇所)

迅速な処理 p 20

(意見)

認定手続きについて、できる限り迅速に行うとありますが、都市再生特区の都市計画決定のように具体的な処理期間を設けることを検討頂きたい。

(理由)

明快な基準により、速やかな処理につながると考えます。